

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和5年9月15日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室  
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室  
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

#### 1. 意見募集の趣旨、目的及び背景

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、令和5年9月15日（金）から令和5年10月14日（土）までの間、意見募集（パブリックコメント）を行います。

#### 2. 意見募集対象

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要  
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

#### 3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和5年9月15日（金）から令和5年10月14日（土）まで  
郵送の場合は10月14日消印有効

#### 4. 資料入手方法

（1）以下のウェブサイトに掲載

【電子政府の総合窓口（e-Gov）】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【厚生労働省 HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics\\_150859\\_143\\_144.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics_150859_143_144.html)

【経済産業省 HP】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/publiccomment.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/publiccomment.html)

【環境省 HP】

<http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/index.html>

（2）窓口での配布（事前に「6. 意見提出先」に記載している各室メールアドレスにご連絡の上、入館登録の程よろしくお願い致します。）

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

（東京都千代田区霞が関 1-2-2 6階公園側）

○経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 企画班

（東京都千代田区霞が関 1-3-1 本館6階西）

○環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

（東京都千代田区霞が関 1-2-2 23階公園側）

#### 5. 意見提出方法

別添の意見提出用紙の様式及び以下の記入要領に従い、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール又は郵送のいずれかの方法で、御提出ください。

この意見募集は、3省それぞれにおいて同時に実施しております。御意見はいずれかの省にいずれかの方法で御提出いただければ、3省において考慮されることとなりますので、同じ御意見を複数の省に提出していただく必要はありません。

(注意事項)

- ・御意見は日本語で提出してください。
- ・件名に必ず「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に対する意見」と記載してください。
- ・郵送の場合は、A4版の用紙で提出してください。
- ・電話での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

【記入要領】

(宛先)「6. 意見提出先」の「②電子メール又は郵送の場合」に記載されているパブコメ担当室宛

(件名) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に対する意見

(郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください)

【氏名】(※企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

【住所】

【電話番号】

【電子メールアドレス】

【意見】

- ・該当箇所(※どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください)
- ・意見内容
- ・理由(※根拠となる出典等を添付又は併記してください)

## 6. 意見提出先

### ①電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

※2000文字を超える場合は、その他の方法により提出してください。

### ②電子メール又は郵送の場合

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail : [exchpro@mhlw.go.jp](mailto:exchpro@mhlw.go.jp)

○経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 企画班

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

E-mail : [bzl-kashin-public-comment@meti.go.jp](mailto:bzl-kashin-public-comment@meti.go.jp)

○環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

E-mail : [chem@env.go.jp](mailto:chem@env.go.jp)

## 7. その他

御提出いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

## 8. 参考情報

本案に関連して、令和5年2月18日（土）から同年3月19日（日）までの間、行政手続法に基づかない任意の意見公募として、以下の意見公募を実施しました。

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）等に係る措置（案）に対する意見公募の結果について

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=595223011](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=595223011)

(別添)

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

パブリックコメント担当 宛

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令  
(案)」に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所 (どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)	
・ 意見内容	
・ 理由 (根拠となる出典等を添付又は併記してください。)	